

長野市の環境関連基準のしおり

令和4年（2022年）12月
環境部環境保全温暖化対策課

目 次

	頁
◆1 法令等の届出 早見表	1
◆2 水質関係	
(1) 水質に係る環境基準	
ア 人の健康の保護に関する環境基準	2
イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準	3
ウ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	4
エ 生活環境の保全に関する環境基準	5
オ 水生生物の保全に係る水質環境基準	8
カ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	9
キ 主要河川湖沼水質測定地点概略図	10
(2) 規制法令等の概要	
ア 水質汚濁防止法	11
イ 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の排水項目	11
ウ 長野市公害防止条例の排水項目	11
(3) 届出について	11
(4) 水質汚濁防止法の規制基準等	
ア 特定施設	12
イ 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準	17
ウ 水質汚濁防止法第12条の3に基づく特定地下浸透水の浸透の制限	21
エ 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準	21
オ 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準	23
カ 長野市公害防止条例の規定による規制基準	23
◆3 大気関係	
(1) 大気にかかる環境基準	
ア 大気の汚染に係る環境基準	24
イ 有害大気汚染物質等の指針値	24
ウ 緊急時の措置、要請基準及び指針等	25
(2) 規制法令等の概要	
ア 大気汚染防止法	26
イ 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の大気汚染項目	26
(3) 届出について	26
(4) 排出基準等	
ア ばい煙発生施設及び規制項目一覧（政令別表）	27
イ ばい煙発生施設に係る排出基準等	29
ウ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準	39
エ 一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準	41
オ 特定粉じん発生施設及び敷地境界基準	41
カ 特定粉じん排出等作業及び作業基準	42
キ 水銀排出施設及び排出基準	44
(5) 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	47
(6) 長野県良好な生活環境の保全に関する条例の規定による大気に係る規制基準及び管理基準	48
(7) 事故時の措置	49
◆4 ダイオキシン関係	
(1) 法令等の概要	
ダイオキシン類対策特別措置法	50
(2) ダイオキシン類に関する環境基準	50
(3) 届出について	51
(4) 特定施設及び規制基準	
ア 大気基準適用施設及び基準	51
イ 水質基準適用施設及び基準	52
◆5 騒音・振動関係	
(1) 騒音に係る環境基準	
ア 一般地域の環境基準	53
イ 道路に面する地域の環境基準	53
ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準	53
エ 航空機騒音に係る環境基準	53

オ	新幹線騒音に係る環境基準	53
(2)	規制法令等の概要	
ア	騒音規制法・振動規制法	54
イ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の騒音規制	54
ウ	長野市公害防止条例の騒音規制	54
(3)	届出について	
ア	特定施設の届出	54
イ	特定建設作業の届出	54
(4)	特定施設及び特定建設作業	
ア	特定施設の一覧	55
イ	特定建設作業の一覧	56
ウ	深夜営業騒音の規制対象	56
(5)	規制基準等	
ア	特定工場等において発生する騒音の規制基準	57
イ	特定工場等において発生する振動の規制基準	57
ウ	特定建設作業に係る騒音・振動規制基準	57
エ	商業宣伝行為に係る拡声機に関する規制基準	58
オ	深夜営業騒音に関する規制基準	58
(6)	道路交通騒音・振動の要請限度	
ア	交通規制の騒音要請限度	59
イ	交通規制の振動要請限度	59
◆6	悪臭関係	
(1)	法令等の概要	
ア	悪臭防止法	60
(2)	規制基準	
ア	規制地域区分	60
イ	規制基準等	60
ウ	参考	62
◆7	地下水関係	
(1)	法令の概要	
ア	長野市公害防止条例の地下水項目	64
(2)	届出について	64
◆8	土壤汚染関係	
(1)	土壤の汚染に係る環境基準	65
(2)	法令等の概要	
ア	土壤汚染対策法	66
イ	長野市公害防止条例の土壤汚染項目	66
(3)	届出について	66
(4)	基準及び調査項目	
ア	特定有害物質使用状況調査項目	68
(5)	特定有害物質と指定基準	68
◆9	土砂流出・運搬時の粉じん関係	
(1)	法令等の概要	
ア	長野市公害防止条例の土砂流出防止・積載物管理の項目	69
◆10	公害防止管理者関係	
(1)	法令等の概要	
ア	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	70
イ	長野県良好な生活環境の保全に関する条例の公害防止管理責任者項目	70
ウ	長野市公害防止条例の公害防止責任者項目	70
(2)	届出について	71
(3)	選任基準について	72
◆11	参考	
(1)	農業用水基準	73
(2)	スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律に基づく指定地域	73

2 水質関係

(1) 水質に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準 (昭和46年 環境庁告示59号 令和3年 環境省告示第62号最終改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(38の備考11を除く。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は昭和46年環境庁告示第59号告示 (以下「告示」という。) 付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、告示の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.1c) に定める方法及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表8に掲げる方法
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

※ 昭和46年12月 環境庁告示59号に定める測定方法に関する付表は省略

イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年 環境庁告示10号 令和3年 環境省告示第63号最終改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(38の備考11を除く。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L 以下	規格K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	平成9年環境省告示10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は34.1.c)に定める方法及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	告示付表8に掲げる方法
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

*昭和46年12月環境庁告示59号及び平成9年3月 環境庁告示10号に定める測定方法に関する付表は省略

ウ 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成5年 環境庁水質保全局長通知 令和2年 環境省水大気環境局長通知最終改正)

①公共用水域

項 目		指針値	項 目		指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	—
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	17	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	18	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	20	ニッケル	—
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
11	プロピザミド [※]	0.008 mg/L 以下	25	全マンガン	0.2 mg/L 以下
12	E P N	0.006 mg/L 以下	26	ウラン	0.002 mg/L 以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下			

②地下水

項 目		指針値	項 目		指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	—
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	16	トルエン	0.6 mg/L 以下
4	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	17	キシレン	0.4 mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	19	ニッケル	—
7	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	20	モリブデン	0.07 mg/L 以下
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	21	アンチモン	0.02 mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
10	プロピザミド [※]	0.008 mg/L 以下	23	全マンガン	0.2 mg/L 以下
11	E P N	0.006 mg/L 以下	24	ウラン	0.002 mg/L 以下
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下			

* (注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成6年3月15日付環水管第43号で削除
ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号で削除

* (注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合算値とする。

工 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年 環境庁告示59号 令和3年 環境省告示第62号最終改正)

①河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	別に水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102の12.1に 定める方法又は ガラス電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	規格K0102の21に 定める方法	告示付表9に定め る方法	規格K0102の32に 定める方法又は隔 膜電極若しくは光 学式センサを用い る水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測結 果の得られる方法	告示付表10に掲げ る方法	
備考							
<p>1. 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))とする。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。))。</p> <p>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。))。</p> <p>4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。(※)</p> <p>5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。))。</p> <p>6. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- (※) 県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

a. 環境保全に関する項目

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL以下	別に 水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2、3級 水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げる	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級、農業用 水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格K0102の12.1に定 める方法又はガラス 電極を用いる水質自 動監視測定装置によ りこれと同程度の計 測結果の得られる方 法	規格K0102の17に 定める方法	告示付表9に 掲げる方法	規格K0102の32に定 める方法又は隔膜電 極若しくは光学式セ ンサを用いる水質自 動監視測定装置によ りこれと同程度の計 測結果の得られる方 法	告示付表10に掲 げる方法	
備考							
<p>1 水道1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。(※1)</p> <p>3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。(※2)</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p> <p>※1 規格 K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</p> <p>※2 規格 K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</p> <p>(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</p> <p>(※1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。 (※2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。</p>							

b. 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全 ^{りん} 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄にかかげるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法		規格K0102の45.2、 45.3、45.4又は45.6 に定める方法	規格K0102の46.3に 定める方法	
備考				
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

オ 水生生物の保全に係る水質環境基準

(平成 15 環境省水環境部長通知、平成 28 環境省告示第 37 号最終改正)

①水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型及び基準値(河川及び湖沼)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS*	
生物 A	イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格K0102の53に定める方法	告示付表11に定める方法	告示付表12に定める方法	
(備考) 基準値は年間平均値とする。*直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩					

②要監視項目の水域類型及び指針値（河川及び湖沼）

類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物 A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.003mg/L 以下
生物 B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下	0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下

③底層溶存酸素量の水域類型及び基準値

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg / L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg / L 以下	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg / L 以下	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
(備考) 1 基準値は年間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

カ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（長野市関係）

①生活環境項目

区分	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
河川	信濃川上流(3) (千曲川：大屋橋から県境まで)	A	ロ	昭47.4.6環境庁告示第7号
	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	A	ロ	昭47.6.19県告示第378号
	裾花川(全域)	A	イ	昭54.3.29県告示第264号
	鳥居川(全域)	A	イ	昭57.9.30県告示第640号
湖沼	大座法師池(全域)	A	イ	昭51.5.4県告示第280号

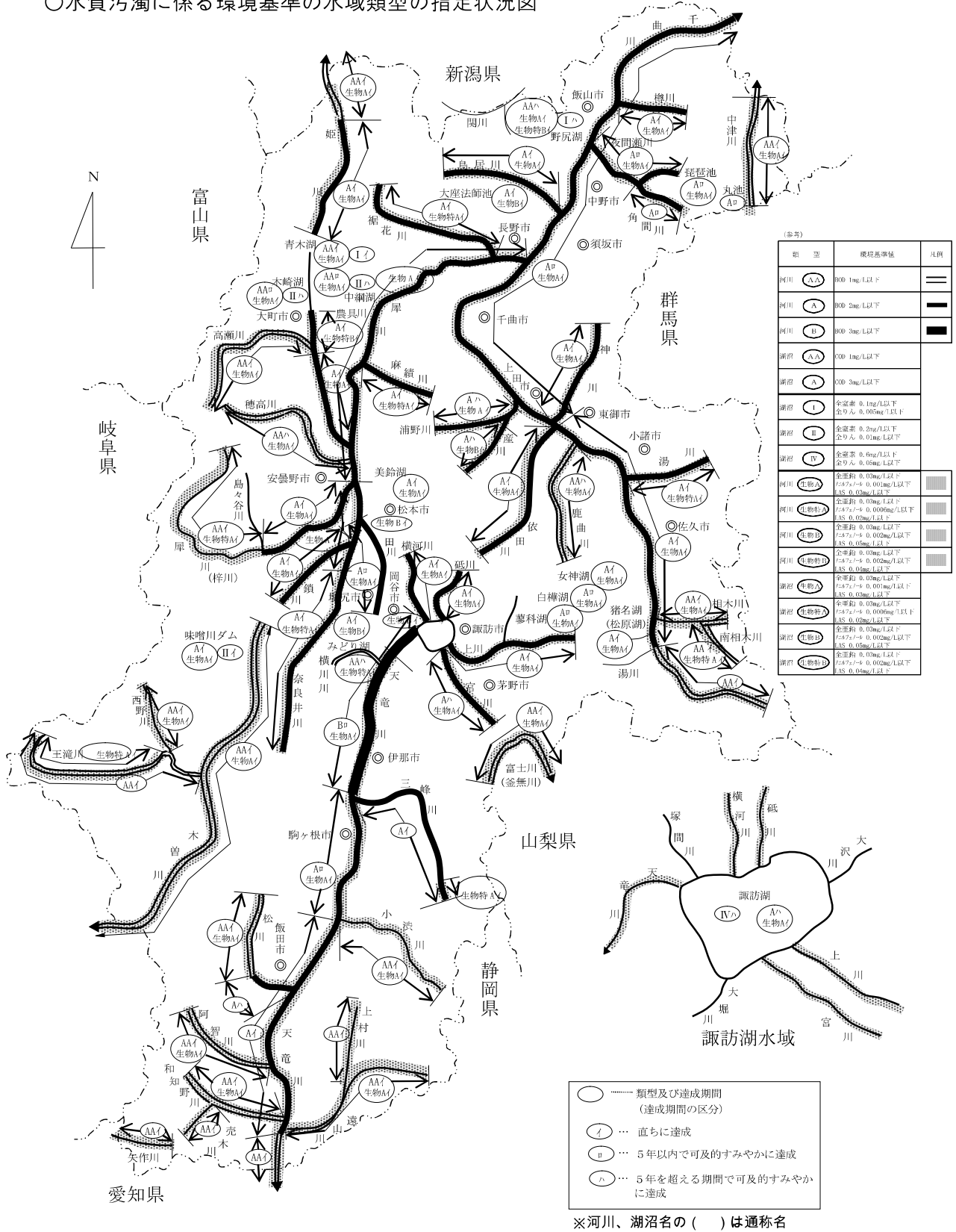
②水生生物保全項目

区分	水域	該当類型	達成期間	指定年月日
河川	信濃川(1) (長生橋(長岡市)より上流に限る)	生物A	イ	平22.9.24環境省告示第46号
	犀川(3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	平成24.4.5県告示第313号
	裾花川(全域)	生物特A	イ	
	鳥居川(全域)	生物A	イ	
湖沼	大座法師池(全域)	生物B	イ	平成25.2.25県告示第72号

注 達成期間欄中の「イ」は直ちに達成を、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成を示す。

キ 主要河川湖沼水質測定地点概略図

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図



(2) 規制法令等の概要

ア 水質汚濁防止法（水濁法）／昭和45年 法律138号

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下浸透水の水質について規制するとともに、生活排水対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、排水基準を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の事業場排水規制

／昭和48年 県条例11号第16～28条

水濁法を補完するものです。水濁法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の事業場排水規制／平成16年 市条例45号第5～18条

水濁法を補完するものです。いわゆるコイン洗車場の洗車施設（門型自動洗車機は水濁法特定施設のため除く）を特定施設に定め、必要な届出を求めるとともに排水基準を設けています。また、水質測定と測定記録の保管（3年間）を義務付けています。

(3) 届出について

種 別	期 日	概 要
ア 設置届	設置工事着手の 60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 水濁法、県条例、市条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から 30日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前	設置の届出事項のうち、特定施設の構造、使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理方法、排出水の量、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、その旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
エ 承継届	承継の日から 30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から 30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日（県条例 は60日）以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
キ 水質測定記録	1年に1回以上	水質汚濁防止法に規定する排水基準に係る項目にのうち、業種等により想定される項目について水質測定を行ない、結果について3年間保管してください。 ただし、旅館業（温泉利用）は一部項目について3年に1回以上、その他については必要に応じて水質測定を行ってください。
ク 改善措置報告書	命令・勧告で定め る日まで	市からの改善命令、若しくは改善勧告に基づく措置を取り、その結果を報告してください。

(4) 水質汚濁防止法の規制基準等

ア 特定施設

(施行令別表1)

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供するものであって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

番号	特 定 施 設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二 硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化学物製造施設のうち、水洗式分別施 設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施 設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設 のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガ ス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアル カリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリ ル・ブタジエンゴム、又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

番号	特定施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 カ メチルアルコール蒸りゅう施設 コ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 ク メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ケ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業に用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム溶施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

番号	特 定 施 設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり 1 万 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66 の2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設(各号に該当するものを除く。)
66 の3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。))の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の4	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の6	飲食店(次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の2	卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売 市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸

番号	特定施設
	売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみの係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するものをいう。)である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 1汚泥の脱水施設 2汚泥の焼却施設 3廃油の油分分離施設 4廃油の焼却施設 5 廃酸又は廃アルカリの中和施設 6廃プラスチック類の焼却施設 7汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ロ 1廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 2廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 3PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設 4産業廃棄物の焼却施設
71 の 5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71 の 6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前 2 号に掲げるものを除く。)
県条例 1	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 160 m ² 以上 500 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例 2	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 120 m ² 以上 360 m ² 未満の事業場に係るものに限る)
県条例 3	飲食店(次号及び県条例 5 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 140 m ² 以上 420 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例 4	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 210 m ² 以上 630 m ² 未満の事業場に係るものに限る。)
県条例 5	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 500 m ² 以上 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
県条例 6	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が 50 以上 300 未満であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (1) ちゅう房施設 (2) 洗浄施設 (3) 入浴施設
県条例 7	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 2 項に規定する卸売市場に設置される水産物に係る施設であって、次の各号に掲げるもの(これらの総面積が 200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものに限る。) (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
県条例 8	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定する自動車特定整備事業の用に供する洗車施設であって、自動式車両洗浄施設以外のもの(屋内作業場の総面積が 300 平方メートル以上 800 平方メートル未満の事業場に係るものに限る。)
県条例 9	舗装材料製造業の用に供する排ガス洗浄施設(アスファルトプラントに係るものに限る。)
市条例 1	いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のもの

イ 水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律排水基準

① 有害物質に関する項目（昭和46年 総理府令35号 令和3年 環境省令第15号最終改正）

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機リン化合物 [パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る]	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L ※	ほう素及びその化合物	10 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L ※	ふっ素及びその化合物	8 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物、硝酸化合物	100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考			
<p>1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和43政令363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23法律125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>			
注			
<p>1. 27の項目については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をによる。</p> <p>2. ※印は暫定排出基準が別に定められている。（③の表参照）</p> <p>3. 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種について、③の表に掲げる暫定排水基準の適用を受ける。（平成19年6月1日環境省水大気環境局長通知）</p>			

②生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
	水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
	化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/L
	浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
	フェノール類含有量	5 mg/L
	銅含有量	3 mg/L
※1	亜鉛含有量	2 mg/L
	溶解性鉄含有量	10 mg/L
	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
	クロム含有量	2 mg/L
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
※2	窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
※2	磷含有量	16 (日間平均 8) mg/L

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及び及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及び及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注

- 備考 6 及び 7 の「環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域」は以下のとおり（長野市関連）
窒素・磷規制対象湖沼：大座法師池、裾花ダム貯水池、奥裾花ダム貯水池
磷規制対象湖沼：戸隠水源湖
- 本表に対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難な業種については、④の表の適用を受ける。
- ※暫定排水基準あり（※1：⑤の表、※2：省略）

③有害物質に関する項目の暫定排水基準 (令和元年 環境省令第1号 令和4年 環境省令第17号最終改正)

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	適用期間
ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に して mg/L)	電気めっき業※	30	R7.6.30 まで
	ほうろう鉄器製造業※	40	
	金属鋳業※	100	
	下水道業(特旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末より施設を有するもので一定のもの*に限る。)*	40	当分の間
	旅館業(1Lにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
旅館業(1Lにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するものに限る。)	500		
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に して mg/L)	ほうろう鉄器製造業※	12	R7.6.30 まで
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上であるものに限る。)*	15	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 未満であるものに限る。)	40	
	旅館業((昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上であり、かつ温泉を利用するものに限る。)	15	当分の間
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄においても同じ。)を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排出水の量が 5 0 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄においても同じ。)を利用するものであって 1 日当たりの平均的な排出水の量が 5 0 m ³ 未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	畜産農業(水濁法施行令別表第1台1号ニロに掲げる施設を有するものに限る。)	300	R7.6.30 まで
	畜産農業(水濁法施行令別表第1台1号ニイに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	
備考			
<p>1. 左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表1又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場にかかる排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2. ほう素及びその化合物の項中「一定の条件」とは、特定事業場であって次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。</p> $(\sum C_i \cdot Q_i) / Q$ <p style="margin-left: 2em;">C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位:mg/L)</p> <p style="margin-left: 2em;">Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(m³/日)</p> <p style="margin-left: 2em;">Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(m³/日)</p> <p>3. 業種その他の区分欄中の※印は海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。</p>			

④亜鉛含有量に係る暫定基準（令和6年12月10日まで）

（平成18年 環境省令33号 令和3年 環境省令第15号最終改正）

項目	業種	許容限度（mg/L）
亜鉛含有量	電気めっき業	4

（参考）亜鉛含有量に係る暫定基準と県条例の適用関係（網掛けは、県条例が適用）

区分	1日排水量	500m ³ 以上		50m ³ 以上 500m ³ 未満		50m ³ 未満	
	県条例区分	県条例12業種・施設	県条例12業種・施設以外	県条例非適用		12業種・施設	12業種・施設以外
	国省令区分	電気めっき業	電気めっき業以外	電気めっき業	電気めっき業以外		
	H23.12.11～ H28.12.10	3	2		4	2	5

ウ 水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく特定地下浸透水の浸透の制限

(平成元年 環境庁告示39号 令和 2 年 環境省告示第35号最終改正)

有害物質を含む特定地下浸透水を地下浸透することが禁止されており、有害物質を含むものとしての要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、下表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

有害物質の種類	濃度	有害物質の種類	濃度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
シアン化合物	0.1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、ジメチルケトン及びEPNに限る。)	0.1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
鉛及びその化合物	0.005 mg/L	チウラム	0.0006 mg/L
六価クロム化合物	0.04 mg/L	シマジン	0.0003 mg/L
砒素及びその化合物	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.002 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	ベンゼン	0.001 mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L	セレン及びその化合物	0.002 mg/L
P C B	0.0005 mg/L	ほう素及びその化合物	0.2 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L	ふっ素及びその化合物	0.2 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	
ジクロロメタン	0.002 mg/L	アンモニア、アンモニア化合物にあつてはアンモニア性窒素	0.7 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L	亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	硝酸化合物にあつては硝酸性窒素	0.2 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

エ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乗せ排水基準

(県条例*第 16 条別表)

※良好な生活環境の保全に関する条例 (昭和 48 年 長野県条例第 11 号)

①有害物質に係る上乗せ排水基準

区 分	有害物質の種類及び許容限度			適用水域
	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	0.5 mg/L	0.3 mg/L	0.003 mg/L	県の区域に属する公共用水域
(備考)				
1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m ³ 未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。				
2 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排水の量が500m ³ 未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。				

②水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準

号 番 号	業 種 等	区分	500m ³ /日未満のもの				500m ³ /日以上のもの		
		項目	pH	銅	亜鉛	クロム	銅	亜鉛	クロム
		単位	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
1の2	畜産農業 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。)	5.8~8.6	—	—	—	—	—	—	
26	無機顔料	5.8~8.6	3	5	2	2	備考2	1	
27	その他の無機化学工業								
47	医薬品								
49	農薬								
52	皮革								
53	ガラス製品								
58	窯業								
61	鉄鋼								
62	非鉄金属								
63	金属製品機械器具								
65	酸・アルカリ表面処理								
66	電気めっき								
(備考)									
1 この表の基準は、県区域に属する公共用水域に適用する。									
2 亜鉛の運用基準は、P19(参考)を参照									

③BOD(COD)、浮遊物質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準

区 分	排水量	項目及び許容限度					
		BOD(COD)(mg/L)		SS(mg/L)		大腸菌群数(個/cm ³)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均	
1	下記以外の業種	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60	—
		50m ³ 以上	30	20	50	30	—
2	寒天製造業 清酒製造業	10m ³ 以上	60	40	90	60	—
3	畜産農業 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m ² 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m ² 以上のものに限る。)	10m ³ 未満	160	120	200	150	3,000
		10m ³ 以上 500m ³ 未満	160	120	85	70	3,000
		500m ³ 以上	30	20	50	30	—
(備考)							
1 この表の基準は県の区域に属する公共用水域に適用する。							
2 生物学的酸素要求量(BOD)に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量(COD)に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。							
3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。							
4 工場又は事業場がこの表の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。							

オ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の規定による規制基準

排水に係る規制基準

（昭和 48 年 県条例規則第 9 条別表第 4）

施設の区分*・排水量		規 制 基 準					
		p H	BOD (COD) (mg/L)		S S (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。) (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最 大
県条例 1、2、3、4、 又は 5 の特定施設を 設置する事業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	—	30	20	50	30	—
県条例 6 又は 7 の特 定施設を設置する事 業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	5.8 以上 8.6 以下	30	20	50	30	—
県条例 8 又は 9 の特 定施設を設置する事 業場	10m ³ 以上 50m ³ 未満	—	60	40	90	60	—
	50m ³ 以上	5.8 以上 8.6 以下	30	20	50	30	5
(備考) 1. BODに係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、CODに係る規制基準は湖沼に排出される排水について適用する。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. ※施設の区分 「県条例 1」等の区分は(4)ア特定施設の表左欄[番号]欄に記載された施設区分 (P15)							

カ 長野市公害防止条例*の規定による規制基準

※長野市公害防止条例（平成 16 年 条例 45 号）

汚水又は廃液に係る規制基準

（規則第4条別表第3）

施設の区分・排出量		規 制 基 準					
		p H	BOD (COD) (mg/L)		S S (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量に限る。) (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最 大
別表第 1 第 1 項第 1 号*に掲げる特定 施設を設置する工場 又は事業場	10m ³ 以上	/	60	40	90	60	/
	10m ³ 未満 50m ³ 以上	5.8以上 8.6以下	30	20	50	30	5
備考 1 下水道に接続されているものを除く。 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) に係る規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量 (COD) に係る規制基準は湖沼に排出される排水について適用する。 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。 4 この表に掲げる項目の測定方法は、次のとおりとする。							
項目		測定方法					
pH (水素イオン濃度)		日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102の12.1に該当する方法					
BOD (生物化学的酸素要求量)		規格K0102の21に該当する方法					
COD (化学的酸素要求量)		規格K0102の17に該当する方法					
S S (浮遊物質)		環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境大臣が定める方法」という。) 本則第32号に規定する方法					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		環境大臣が定める方法本則第33号に規定する方法					
5 別表第1第1項第1号に掲げる特定施設 いわゆるコイン洗車場に設置される洗車施設で、自動式車両洗浄施設以外のもの							

3 大気関係

(1) 大気に係る環境基準

ア 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年 環境庁告示25号、最終改正 平成30年 環境省告示100号)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸光法又はエチレン用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
(備考)	<p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをならぬよう努めるものとする。</p> <p>4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

イ 有害大気汚染物質等の指針値

物質	指針値	備考
アクリロニトリル	年平均値 2μg/m ³ 以下	平成15年9月30日 環管総発第030930004号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025μgNi/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18μg/m ³ 以下	平成18年12月20日 環水大総発第061220001号
1,2ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m ³ 以下	
1,3ブタジエン	年平均値 2.5μg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ngAs/m ³ 以下	平成22年10月15日 環水大総発第101015002号 ^{※1} 環水大発第101015004号 ^{※1}
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14μgMn/m ³ 以下	平成26年5月1日 環水大総発第1405011号 ^{※2}
塩化メチル	年平均値 94μg/m ³ 以下	令和2年8月20日 環水大総発第2008201号
アセトアルデヒド	年平均値 120μg/m ³ 以下	

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※2 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン(全マンガン)の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

ウ 緊急時の措置、要請基準及び指針等

①大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に基づく緊急時の措置の発令要件

(政令第11条別表第5)

物質	一般緊急時	重大緊急時
硫黄酸化物	0.2ppm以上 3時間継続 0.3ppm以上 2時間継続 0.5ppm以上 48時間平均値が0.15ppm以上	0.5ppm以上 3時間継続 0.7ppm以上 2時間継続
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m ³ 以上 2時間継続	3.0 mg/m ³ 以上 3時間継続
一酸化炭素	30ppm以上	50ppm以上
二酸化窒素	0.5ppm以上	1ppm以上
オキシダント	0.12ppm以上	0.4ppm以上

(測定値は全て1時間値)

②大気汚染防止法第21条に基づく要請基準

(昭和46総理府・厚生省令2号)

自動車排出ガスの種類	大気の汚染濃度
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値10万分の10とする。

③光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

(昭51環大企220号)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン系炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲またはそれ以下であること。

(2) 規制法令等の概要

ア 大気汚染防止法（大防法）／昭和43年 法律97号

工場及び事業場から発生するばい煙、揮発性有機化合物並びに建物の解体等粉じん等の排出を規制するとともに、自動車排ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染対策を推進する法律です。法で定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物発生施設及び水銀排出施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、規制基準及び管理基準を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の大気汚染項目／昭和48年 県条例11号第29～41条

大防法を補完するものです。大防法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに規制基準を設けています。

* 「3 大気関係」中、「政令」、「規則」の表記は、それぞれ「大気汚染防止法施行令（昭和43年政令329号）」、「大気汚染防止法施行規則（昭和46年通産省令1号）」を示す。

(3) 届出について

種別	期日	概要
ア 設置届	設置工事着手の 60日前 ※粉じん発生施設は設置前	施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 大防法、県条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30 日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前 ※粉じん発生施設は変更前	設置の届出事項のうち、施設の種類、構造、使用・管理の方法、ばい煙の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。 ※施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
エ 承継届	承継の日から30 日以内	施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30 日以内	施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日（県条 例は60日）以内	法令等で定める施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
キ 特定粉じん排出 等作業実施届	作業実施の14日前	特定粉じん（石綿、いわゆるアスベスト）を排出する作業を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要です。

(4) 排出基準等

ア ばい煙発生施設(大防法第2条第2項)及び規制項目一覧(政令 別表第1) (政令第2条)

政令 項番号	ばい煙発生施設	規 模	規制項目		
			硫 黄 酸 化 物	ば い じ ん	有 害 物 質
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。※	○	○	NO _x
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼却炉を含む。)及び煅焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。	○	○	NO _x
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)		○	○	NO _x
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1㎡以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。	○	○	NO _x
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x Cd F HF SiF ₄ Pb
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く)		○	○	NO _x
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く)		○	○	NO _x
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x HCl
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	○	○	NO _x Cd Pb

政令 項番号	ばい煙発生施設	規 模	規制項目		
			窒 素 酸 化 物	ば い じ ん	有 害 物 質
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。	○		Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		Cl HCl
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。	○	○	NO _x Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kAであること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上であること。	○		F HF SiF ₄
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設、及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。	○		NO _x
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。	○	○	NO _x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
30	ディーゼル機関		○	○	NO _x
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であること。	○	○	NO _x
32	ガソリン機関		○	○	NO _x

※令別表第1の1の項目に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満で、燃料の燃焼能力が50L/h以上のボイラーを「小型ボイラー」という。小型ボイラーについては、排出基準の適用が猶予される。

※項番号29～32のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

イ ばい煙発生施設に係る排出基準等（大防法第3条第1項）

① 硫黄酸化物の排出基準（規則第3条第1項、第2項）

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$

$$He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \times (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

q : 硫黄酸化物の量（排出基準）
 （単位 0°C 1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
 K : 旧長野市域 = 14.5
 旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村域 = 17.5
 He : 補正された排出口の高さ
 （単位 メートル）
 Ho : 排出口の実高さ
 （単位 メートル）
 Q : 温度 15°Cにおける排出ガス量
 （単位 立方メートル毎秒）
 V : 排出ガスの排出速度
 （単位 メートル毎秒）
 T : 排出ガスの温度
 （単位 絶対温度）

- 備考 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。
 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については当分の間適用しない。
 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）のうち、0°C 1気圧の状態に換算した最大排出ガス量が1万m³/h未満のものについては、当分の間適用しない。

（参考）液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法（概算）

$$q \text{ (m}^3/\text{h)} = \text{定格燃料使用量 (L/h)} \times \text{比重} \times \frac{\text{燃料中のいおう含有\%}}{100} \times 0.7$$

② ばいじんの排出基準（規則第4条、別表第2）

（単位：g/m³）

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
1 (注3)	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	4以上 4未満	0.05 0.10	5	0.05 0.10	5
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料 (紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において 同じ。)を専焼させるもの並びにガス 及び液体燃料を混焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	20以上	当分の間 0.07とする 当分の間 0.18とする	4	0.05	4
			4～20 1～4	0.25		0.15 0.25	
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴 い発生する黒液を専焼させるもの並 びに紙パルプの製造に伴い発生す る黒液及びガス又は液体燃料を混 焼させるもの(5の項に掲げるもの を除く。)	20以上	当分の間 0.20とする 当分の間 0.35とする	Os	0.15	Os
			4～20 4未満	0.30		0.25 0.30	
	4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの (次項に掲げるものを除く。)	20以上	当分の間 0.15とする 当分の間 0.25とする 当分の間 0.35とする	6	0.10	6
			4～20 4未満	0.30		0.20 0.30	
	5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の 中欄に掲げる触媒再生塔に附属す るもの	—	当分の間 0.30とする	4	0.20	4
6	ボイラーのうち前5項に掲げる以外 のもの	4以上	0.30	6 但し当分の間 適用を猶予 する (On=Os)	0.30	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	
		4未満	0.40とする				
附	ボイラーのうち石灰(1kg当たりの発 熱量20,930.25kJ以下のものに限 る。)を燃焼させるもの	—	当分の間 0.70とする	当分の間適用を 猶予する (On=Os)	—	—	
2	7	ガス発生炉	—	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	—	0.10	7	0.10	7
3	9	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造 の用に供するもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	11	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
12	煅焼炉	4以上	当分の間 0.25とする 当分の間 0.30とする	Os	0.20	Os	
		4未満	0.30とする		0.25		
4	13	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	Os	0.05	Os
	14	溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	15	転炉	—	0.10 但し燃焼型 のものは当 分の間0.13 とする	Os	0.10	Os
	16	平炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
4未満			0.20	0.20			

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
5	17	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但しアルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間0.30とする	Os	0.10 0.20	Os
6	18	金属加熱炉	4以上 4未満	当分の間0.15とする 当分の間0.25とする	11 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)	0.10 0.20	11 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)
7	19	石油加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15 但し潤滑油の製造の用に供する1万m ³ /h未満のものは当分の間0.18とする	6	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	—	当分の間0.30とする	6	0.20	6
8の2	21	燃焼炉	—	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	—	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.20	18	0.10 0.20	18
	26	焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.15 0.25	15 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)	0.15 0.25	15 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)
	27	溶鉱炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.15	15	0.10 0.15	15
	28	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 当分の間0.30とする	16	0.10 0.15	16
29	溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.10 0.20	15	0.10 0.20	15	
10	30	反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.20 但し活性炭の製造の用に供する1万m ³ /h未満の反応炉は当分の間0.30とする	6 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)	0.15 0.20	6 但し当分の間適用を猶予する(On=Os)

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On (%)	排出基準	On (%)
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50 但し2万m ³ /h未 満のものは当 分の間0.60と する	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.50	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	4以上 4未満	0.15 当分の間 1~4万m ³ /hは 0.30 1万m ³ /h未満 は0.35とする	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.15 0.20	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする
12	33	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有 率が40%以上のものに限る。)の製 造の用に供するもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	34	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有 率が40%未満のものに限る。)及び カーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの 以外のもの	—	0.10	Os	0.10	Os
13	36	別掲					
	37	削除					
14	38	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	39	焼結炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	40	溶鋳炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	41	転炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	42	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但し1万m ³ /h未 満のものは当 分の間0.30と する	Os	0.10 0.20	Os
43	乾燥炉	4以上	0.15 但し気流搬送型 のものは当分 の間0.18とする	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.15	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	
		4未満	当分の間 0.30とする		0.20		
18	44	反応炉	—	0.30	6	0.30	6
20	45	電解炉	—	0.05	Os	0.05	Os
21	46	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	—	0.20	Os	0.20	Os
23	48	乾燥炉	—	0.10	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.10	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
	49	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
24	50	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os
25	51	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.15	Os
26	52	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.15	Os	0.10 0.15	Os
	53	反射炉	—	0.10	Os	0.10	Os

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
26	54	反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く)	—	0.05	6 但し鉛酸化 物の製造の 用に供するも のはOsとする	0.05	6 但し鉛酸化 物の製造の用に 供するものはOs とする
28	55	コークス炉	—	0.15	7	0.15	7
29 (注4)	56	ガスタービン	—	0.05	16	0.05	16
30 (注4)	57	ディーゼル機関	—	0.10	13	0.10	13
31 (注5)	58	ガス機関	—	0.05	0	0.05	0
32 (注5)	59	ガソリン機関	—	0.05	0	0.05	0

注1) 排出ガス量は、0℃1気圧の状態(以下本書において「標準状態」とする。)に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注2) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。

注3) 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

2 小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間0.5g/m³とする。

3 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

4 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

注4) 1 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

2 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。

注5) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

(別掲)

令別表 第1の項 番号	番号	ばい煙発生施設	規模 (処理能力) 千kg/h	平成10年6月30日以前に 設置されたもの		平成10年7月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上 2以上4未満 2未満	0.08 0.15 0.25	12	0.04 0.08 0.15	12

備考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式(熱源として電気を使用する施設はC=C s)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sはそれぞれの値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 g)

O_n 表中のO_n欄の値(単位 百分率)

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)(当該濃度20%を超える場合にあっては20%とする。)

C_s 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 g)

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

③-1 有害物質の排出基準（規則第5条 別表第3）

（単位 mg/m³）

番号	有害物質	ばい煙発生施設	排出基準
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20に掲げる電解炉	1.0 (3.0)
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

注) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における有害物質の量とする。

備考

- この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあつては日本産業規格（以下この表において単に「規格」という。）Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法によりふっ素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

- この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sはそれぞれの値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C_s 規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

- 第4欄の（ ）内の数値は、有害物質が電気炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。

- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

③-2 有害物質の排出基準（窒素酸化物）（規則第5条 別表第3の2）

（単位：cm³/m³）

令別表第1の項番号	細番号	施設の種類 注1	規模 (最大排ガス量) 万m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 注3						備考	
				~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31		S62.4.1 ~
1	①	ガス専焼ボイラー	50以上	130	130	100	60	60	60	60	0n=5 0n=6 ※1 石炭燃焼用の散布式ストーカ型のものに限る、当分の間320とする。 ※2 流動層燃焼方式のものに限り360とする。
			10~50	130	130	100	100	100	100	100	
			4~10	130	130	130	100	100	100	100	
			1~4	150	150	130	130	130	130	130	
			1未満	150	150	150	150	150	150	150	
	②	固体燃料ボイラー (石炭燃料ボイラーを含む)	70以上	400	300	300	300	300	300	200	
			50~70	420	300	300	300	300	300	250	
			20~50	420	350	300	300	300	300	250	
			10~20	450	350	300	300	300	300	250	
			4~10	450	350	300	300	300	300	250	
			1~4	450	380	350	350	350	350 ^{※1}	300	
			0.5~1	450	380	350	350	350	350 ^{※2}	300	
			0.5未満	480	480	480	380	380	350 ^{※2}	300	

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類 注1	規模 (最大排ガス量) 万m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 注3						備 考	
				～	S48.8.10	S50.12.10	S52.6.18	S54.8.10	S58.9.10		S62.4.1
				S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17	S54.8.9	S58.9.9	S62.3.31		～
1 注4	③	排脱付液体 燃焼ボイラー (原油タール燃焼)	50～100	210	180	150	130	130	130	130	On=4 ※1 S52.6.18～S52.9.9 設置のものは280 ※2 S52.6.18～S52.9.9 設置のものは250 S52.9.10以前に設置さ れた排出ガス量が 0.5Nm ³ /h未満の過負荷燃 焼型を除く。
			10～50	210	180	150	150	150	150	150	
			4～10	280	180	150	150	150	150	150	
			1～4	280	280	150	150	150	150	150	
			1未満	280	280	280	180 ^{*1}	180	180	180	
	④	液体燃焼ボイラー (原油タール燃焼で ③以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130	
			10～50	190	180	150	150	150	150	150	
			4～10	250	180	150	150	150	150	150	
			1～4	250	250	150	150	150	150	150	
			1未満	250	250	250	180 ^{*2}	180	180	180	
⑤	排脱付液体 燃焼ボイラー (原油タール以外)	50～100	210	180	150	130	130	130	130		
		10～50	210	180	150	150	150	150	150		
		4～10	210	180	150	150	150	150	150		
		1～4	250	250	150	150	150	150	150		
		1未満	280	280	280	180 ^{*1}	180	180	180		
⑥	液体燃焼ボイラー (③～⑤以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130		
		10～50	190	180	150	150	150	150	150		
		4～10	190	180	150	150	150	150	150		
		1～4	230	230	150	150	150	150	150		
		1未満	250	250	250	180 ^{*2}	180	180	180		
⑦	固体燃焼 小型ボイラー								350 ^{*3}	On=6 ※S60.9.10以降設 置の施設に適用	
⑧	液体燃焼 小型ボイラー								300 ^{*1}	260 ^{*2}	On=4 ※1 S60.9.10～H2.9.9設 置の施設に適用 ※2 H2.9.10以降設置の 施設に適用
2	①	ガス発生炉・加熱炉		170	170	170	170	150	150	150	On=7
②	水素ガス製造用ガス 発生炉 (天井バーナー燃焼 方式のもの)		360	360	360	360	150	150	150		
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	540	540	540	220	220	220	220	On=15
			1未満	540	540	540	540	220	220	220	
	②	焼結炉 (①以外の ペレット焼成炉)	1以上	300	300	300	220	220	220	220	
			1未満	300	300	300	300	220	220	220	
	③	焼結炉 (①、②以外)	10以上	260	260	260	220	220	220	220	
			1～10	270	270	270	220	220	220	220	
1未満	300	300	300	300	220	220	220	220			
④	アルミナ製造用 煨焼炉	1以上	350	350	350	200	200	200	200	On=10	
		1未満	350	350	350	350	200	200	200		
⑤	煨焼炉 (④以外)		200	200	200	200	200	200	200		
⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14	
4		溶鋳炉		120	120	120	120	100	100	100	On=15
5		金属溶解炉 ※		200	200	200	200	180	180	180	On=12 ※キューボラは適用除外
6	①	金属加熱炉 (ラジアントチューブ型)	10以上	200	200	100	100	100	100	100	On=11
			1～10	200	200	150	150	150	150	150	
			0.5～1	200	200	200	150	150	150	150	
			0.5未満	200	200	200	180	180	180	180	
	②	金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10以上			100	100	100	100	100	
			1～10				180	180	180	180	
0.5～1				150	150	150	150	150			
0.5未満				180	180	180	180	180			
③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	160	160	100	100	100	100	100		
		1～10	170	170	150	130	130	130	130		
0.5～1	170	170	170	150	150	150	150	150			
0.5未満	200	200	200	180	180	180	180	180			
7	①	排脱付石油 加熱炉	4以上	170	170	100	100	100	100	100	On=6
			1～4	180	170	150	130	130	130	130	
			0.5～1	190	190	190	150	150	150	150	
			0.5未満	200	200	200	180	180	180	180	
	②	エチレン分解炉	4以上	170	170	100	100	100	100	100	
			1～4	180	180	150	130	130	130	130	
			0.5～1	180	180	180	150	150	150	150	
			0.5未満	200	200	200	180	180	180	180	
③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	170	170	100	100	100	100	100		
		1～4	280	280	150	130	130	130	130		
		0.5～1	180	180	180	150	150	150	150		
		0.5未満	200	200	200	180	180	180	180		

令別表 第1の 項番号	細 番号 注1	施設の種類 注2	規模 (最大排ガス量) 万m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 注3						備 考		
				~	S48.8.10 ~	S50.12.10 ~	S52.6.18 ~	S54.8.10 ~	S58.9.10 ~		S62.4.1 ~	
				S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17	S54.8.9	S58.9.9	S62.3.31			
7	④	エチレン独立加熱炉	10以上	170	100	100	100	100	100	On=6		
			4~10	180	100	100	100	100				
			1~4	180	180	150	130	130				
			0.5~1	180	180	180	150	150				
			0.5未満	200	200	200	180	180				
	⑤	エチレン独立加熱炉、 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上	170	170	100	100	100	100			
			4~10	430	430	100	100	100				
			1~4	180	180	150	130	130				
			0.5~1	180	180	180	150	150				
⑥	石油加熱炉 (①~⑤以外)	4以上	170	170	100	100	100	100				
		1~4	180	170	150	130	130					
		0.5~1	180	180	180	150	150					
		0.5未満	200	200	200	180	180					
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	On=6	
8の2		焼却炉		300	300	300	300	250	250	250	On=8	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロータリーケル ン)		300	300	300	300	250	250	250	On=15	
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上			250	250	250	250	250	On=10	
			10未満				350	350	350	350		
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上	480	480	250	250	250	250	250	On=18	
			10未満	480	480	480	350	350	350	350		
	④		耐火物原料、耐火レ ンガ製造用焼成炉		450	450	450	450	400	400	400	On=15
	⑤		板ガラス、ガラス繊維 製造用溶融炉		400	400	400	400	360	360	360	酸素燃焼方式は、補正式に 1/4を乗じた値を適用
⑥		フリット、電気ガラ ス製造用溶融炉		800	800	800	800	800	800	800	On=16 酸素燃焼方式は、補正式に 1/4を乗じた値を適用	
⑦		その他のガラス製造 用溶融炉		500	500	500	500	450	450	450	On=15 酸素燃焼方式は、補正式に 1/4を乗じた値を適用	
⑧		その他焼成炉、溶融 炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15	
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	180	On=6 酸素燃焼方式は、実測値を 適用
				250	250	250	250	180	180	180		
				700	700	700	700	180	180	180	On=15 S54.8.10以降設置の施設 はOn=6	
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	On=16	
13	①	浮遊回転燃焼式焼 却炉(連続炉に限 る)	4以上	900	900	900	450	450	450	450	On=12	
			4未満	900	900	900	900	450	450	450		
			4以上	300	300	300	250	250	250	250		
			4未満	900	900	900	900	700	700	700		
②	特殊廃棄物焼却炉 注6(連続炉に限る)	4以上	300	300	300	250	250	250	250	On=12		
		4未満	900	900	900	900	700	700	700			
③		廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以 外)	4以上	300	300	300	250	250	250	250	On=12	
④		廃棄物焼却炉 (連続焼却炉)	4以上	300	300	300	300	250	250	250	On=12	
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用 焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14	
				300	300	300	300	220	220	220	On=15	
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用 焼結炉		120	120	120	120	100	100	100	On=15	
				450	450	450	450	450	450	450	On=15	
	③	亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち鉛滓処理炉 (石炭、コークスを燃 料・還元剤とするも の)		230	230	230	230	100	100	100	On=15	
				200	200	200	200	180	180	180	On=12	
	④	銅精錬用溶鉱炉 (精製のうちアンモ ニアを還元剤とするも の)		330	330	330	330	330	330	330	On=12	
				200	200	200	200	180	180	180	On=16	
⑤		乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16	

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類 注1	規模 (最大排ガス量) 万 m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 注3						備 考		
				~	S48. 8. 10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6. 18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9. 10 ~		S62. 4. 1 ~	
				S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S62. 3. 31			
18		活性炭製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6	
21	①	燐等製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15	
	②	燐等製造用溶解炉		650	650	650	650	600	600	600		
23	①	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15	
	②	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16	
24		鉛二次精錬等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12	
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12	
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12	
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=0s	
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15	
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6	
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=0s	
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	On=0s	
28	①	コークス炉 (オート型)	10以上 10未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
	②	コークス炉(①以外)	10以上 10未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	170 170	
29		ガスタービン		(別掲1)								
30		ディーゼル機関		(別掲2)								
31		ガス機関		(別掲2)								
32		ガソリン機関		(別掲2)								

注1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

注2 排出ガス量は、標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注3 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における窒素酸化物の量とする。

注4 ○昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

○小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

注5 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。

注6 特殊産業廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出する廃棄物を焼却するもの」をいう。

備考1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。(標準酸素濃度補正式)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 cm³)

O_n 表中の備考の値

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合に合っては、20%とする。)(単位 百分率)

C_s 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1m³中の量に換算したもの(単位 cm³)

備考2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

(別掲1)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模	設置年月日と排出基準				備 考
				~ S63. 1. 31	S63. 2. 1 ~ H1. 7. 31	H1. 8. 1 ~ H3. 3. 31	H3. 2. 1 ~	
29	①	ガスタービン (ガス専焼)	4.5万m ³ /h以上 4.5万m ³ /h未満		70 90	70 70	70 70	On=16
	②	ガスタービン (液体専焼)	4.5万m ³ /h以上 4.5万m ³ /h未満		100 120	100 100	70 70	
30		ディーゼル機関	シリンダー内径 400mm以上 400mm未満		1,600 950	1,400 950	1,200* 950	On=13

注1 非常用施設については当分の間適用しない。

注2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については、当分の間適用しない。

注3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。

(別掲2)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規 模	設置年月日と排出基準			備 考
				~ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ~ H6. 1. 31	H6. 2. 1 ~	
31		ガス機関		2,000	1,000	600	On=0
32		ガソリン機関		2,000	1,000	600	

④ ばい煙量等の測定について（法第 16 条、規則第 15 条）

大防法第16条（ばい煙量等の測定）：

ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（施行規則第15条：測定の結果は、ばい煙等測定記録表（規則様式第7）により記録し、その記録を3年間保存すること）

□排出基準適用項目

施設名	基準適用項目
ボイラー、熔解炉、加熱炉、反応炉、乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物
窯業焼成炉、熔解炉 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物（カドミウム、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素、鉛* ¹ ）
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物* ² 、塩化水素
電気炉	硫黄酸化物、ばいじん

*1 使用原料の種類に応じ基準を適用

*2 連続炉以外の標準状態に換算した最大排出ガス量が4万m³/h未満の廃棄物焼却炉ではNO_xは非適用

□大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度（法第 16 条、規則第 15 条）

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量10m ³ /h以上の施設	2か月に1回以上
ばいじん	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・4万m ³ /h以上 ・4万m ³ /h未満	2か月に1回以上 1年に2回以上
	②廃棄物焼却炉 ・焼却能力4,000kg/h以上 ・焼却能力4,000kg/h未満	2か月に1回以上 1年に2回以上
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が1,000m ³ /h未満の施設）	5年に1回以上
	④1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上
有害物質 （窒素酸化物を除く）	①排出ガス量 ・4万m ³ /h以上 ・4万m ³ /h未満	2か月に1回以上 1年に2回以上
	②1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上
窒素酸化物	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・4万m ³ /h以上 ・4万m ³ /h未満	2か月に1回以上 1年に2回以上
	②ガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が1,000m ³ /h未満の施設）	5年に1回以上
	③1年間に付き継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設	1年に1回以上

注）硫黄酸化物排出量及び排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

□排出基準適用猶予施設

△：適用猶予 ○：適用

施設名	規模等	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
小型ボイラー	S60.9.9までに設置	△	△	△
	ガスの専焼、軽質液体燃料の専焼* ¹ ガス及び軽質液体燃料の混焼	○	△	△
ガスタービン・ディーゼル機関	非常用施設	△	△	△
	S63.1.31までに設置（非常用施設を除く）	△* ²	△	△
ガス機関 ガソリン機関	非常用施設	△	△	△

*1 軽質液体燃料：灯油、軽油、A重油

*2 標準状態に換算した最大排ガス量1万m³/h未満に限る。

ウ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準（政令第2条の3 別表第1の2）（規則第15条の2 別表第5の2）

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの。	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

- 注) 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
 2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。
 3 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。
 4 規制の施行日（平成18年4月1日）時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。
 5 塗装施設（吹付塗装に限る。）において、既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成22年4月1日から当分の間、700ppmCとする。
 6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）施設の既存タンクは、平成22年4月1日から当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。

① 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について

大気汚染防止法第 17 条の 12（揮発性有機化合物濃度の測定）

揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

測定頻度及び結果の記録（規則第 15 条の 3）

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

② 揮発性有機化合物に該当する主な物質（平成 17 年 6 月 17 日環管大発第 050617001 号 別紙 1）

物質名		物質名		物質名		物質名	
1	トルエン	26	trans-2-ブテン	51	イソホロン	76	酸化プロピレン
2	キシレン	27	エチルセロソルブ	52	シクロヘキサン	77	クロロホルム
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	28	ウンデカン	53	エタノール	78	臭化メチル
4	酢酸エチル	29	ノナン	54	メチルシクロペンタン	79	ジペンテン
5	デカン	30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	55	酢酸ビニル	80	1-ヘブテン
6	メタノール	31	2-メチルペンタン	56	3-メチルヘキサン	81	1,4-ジオキサン
7	ジクロロメタン	32	エチレングリコール	57	2,3-ジメチルブタン	82	アセトニトリル
8	メチルエチルケトン	33	2-メチル-2-ブテン	58	2,2-ジメチルブタン	83	塩化アリル
9	n-ブタン	34	エチルシクロヘキサン	59	メチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
10	イソブタン	35	テトラリン	60	イソプロピルセロソルブ	85	インプレン
11	トリクロロエチレン	36	メチルアミルケトン	61	1,2-ジクロロエタン	86	アセトアルデヒド
12	イソプロピルアルコール	37	メチル n-ブチルケトン	62	塩化ビニル	87	1,2-ジクロロプロパン
13	酢酸ブチル	38	クロロメタン	63	テトラフルオロエチレン	88	メチルセロソルブアセテート
14	アセトン	39	ベンジルアルコール	64	エチルベンゼン	89	エチレンオキシド
15	メチルイソブチルケトン	40	シクロペンタノン	65	クメン	90	o-ジクロロベンゼン
16	ブチルセロソルブ	41	2-メチル-1-ブテン	66	クロロエタン	91	クロロベンゼン
17	n-ヘキサン	42	n-ヘブタン	67	トリクロロエタン	92	ギ酸メチル
18	n-ブタノール	43	ビスシクロヘキシル	68	アクリロニトリル	93	トリエチルアミン
19	n-ペンタン	44	N,N-ジメチルホルムアミド	69	テトラヒドロフラン	94	3-メチルヘブタン
20	cis-2-ブテン	45	trans-2-ペンテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル	95	フェノール
21	イソブタノール	46	cis-2-ペンテン	71	n-プロピルプロマイド	96	ナフタレン
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	47	スチレン	72	メタクリル酸メチル	97	アクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	48	N-メチル-2-ピロリドン	73	1,3-ブタジエン	98	シクロヘキシルアミン
24	シクロヘキサン	49	エチルセロソルブアセテート	74	1,1-ジクロロエチレン	99	ホルムアルデヒド
25	酢酸プロピル	50	ベンゼン	75	2,4-ジメチルペンタン	100	エピクロロヒドリン

注 1：本表は平成 12 年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注 2：物質名には通称を含む。

工 一般粉じん発生施設（大防法第2条第9項）及び構造・使用管理基準

（政令第3条 別表第2、規則第16条 別表第6）

番号	施設名	規模	構造・使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行なうこと 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上あるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上あること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機又は摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kw以上であること。	<p>次の各号の一に該当していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集塵機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kw以上であること。	

オ 特定粉じん発生施設（大防法第2条第10項）及び敷地境界基準

（政令第3条の2 別表第2の2、規則第16条の2）

番号	施設名	規模	敷地境界基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	10本/L
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)		
9	穿孔機		
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。			

カ 特定粉じん排出等作業（大防法第2条第11項）及び作業基準

① 特定粉じん排出等作業（政令第3条の3、政令第3条の4）

政令 番号	作 業 内 容
1	特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

② 特定工事（法第2条、法第18条の17、政令第10条の2）

特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

③ 作業基準（規則第16条の4）

政令 番号	作 業 基 準						
1	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画の作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。</p> <p>①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の方法 ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の概要 ⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>						
2	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。</p> <p>①長さ42.0 cm、幅29.7 cm以上又は長さ29.7 cm、幅42.0 cm以上(A3以上) ②次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の方法 						
3	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。						
4	特定工事の元請業者は、第3号により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第1号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。						
5	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者*に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者</th> <th>建築物の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 </td> <td>建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 </td> <td>一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部</td> </tr> </tbody> </table>	※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類						
<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）						
<ul style="list-style-type: none"> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部						
6	前各号に定めるもののほか、作業の種類ごとの基準は別表のとおり。						

別表（大気汚染防止法施行規則別表第7、令和2年10月7日環境省告示78号）

番号	作業内容	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気にJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種を除く。）を除去することが技術上著しく困難なときは又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

キ 水銀排出施設（大防法第2条第14項）及び排出基準

a 石炭燃焼ボイラーの排出基準 (単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注1	
		新規	既存
① 石炭ボイラー (この表の②に掲げるものを除く。)	伝熱面積が10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上のもの。	8	10
② 小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が10 m ² 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり100,000 L未満のもの。	10	15

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m³中における水銀等の量とする。

b 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注2	
		新規	既存
① 金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	15	30
② 金属の精錬（銅又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③ 金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	15	30
④ 金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	30	50
⑤ 銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	15	30
⑥ 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 L以上であるもの。	30	50

注1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鋳の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛をするもの及び精鋳の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m³中における水銀等の量とする。

c 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 ^{注2}	
		新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する熔焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100	400
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100	400
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉にこの表の⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	100	400
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。	100	400
⑦亜鉛の回収（製銅の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する熔焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上	100	400

注1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

d 廃棄物焼却炉の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 ^{注1}	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注2} 又は水銀含有再生資源 ^{注3} を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

注2 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。

注3 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

e セメントクリンカー製造施設の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注1	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する 焼成炉	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	50	80 注2

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m³中における水銀等の量とする。

注2 原料とする石灰石の水銀含有量が0.05 mg/kg以上であるものについては、140 μg/m³

<既存施設に対する措置> (規則附則第2条第3項、第4項及び第5項)

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から2年間は適用猶予される（既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用）。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請、第9条の3第8項による変更届出を施行日から1年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から1年を経過した日のいずれか早い日まで排出基準は適用猶予される。
 - ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）した場合には、新規の排出基準が適用される。

f 水銀濃度の測定

大気汚染防止法第18条の35

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（施行規則第16条の12第1項第5号：測定の結果は、水銀濃度測定記録表（規則様式第7の2）により記録し、その記録を3年間保存すること）

<粒子状水銀濃度の測定の省略> (規則第16条の17第2項、規則第16条の18第2号)

連続する3年間の間継続して、以下①～③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満
- ② 測定結果の年平均が50 μg/m³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③ 測定結果の年平均が50 μg/m³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 μg/m³未満

g 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度 (規則第16条の18第1号)

排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上 ^{注1} の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満 ^{注1} の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

注1 排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

<排出基準を上回る濃度が検出された場合> (規則第16条の18第1項第3号及び同条第4号)

- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。

イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合：定期測定の結果を得た日から起算して30日

ロ イ以外の場合：定期測定の結果を得た日から起算して60日

- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

(5) 指定物質排出施設（大防法附則第9条）及び指定物質抑制基準

（指定物質排出施設：政令附則第4項 別表第6）

（指定物質抑制基準：平成9年環境庁告示5号・6号、平成9年環境庁告示26号）

ア ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 100 mg/m ³ （排ガス量3,000m ³ /h以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 50 mg/m ³ （排ガス量3,000m ³ /h以上）
2	原料の処理能力が1日当たり20t以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/m ³ （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100 mg/m ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/m ³ 新設：50 mg/m ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもの	浮屋根式のもの除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/m ³ （容量1,000kL以上） 新設：600 mg/m ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1t以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 100 mg/m ³ （排ガス量3,000m ³ /h以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 50 mg/m ³ （排ガス量3,000m ³ /h以上）

イ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量5kL以上のもの（密閉式のもの除外。）	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のもの除外。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/m ³ 新設：150 mg/m ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号で掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3㎡以上のもの	既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のもの除外。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³

新設：平成9年4月2日以降に設置されたもの

既設：平成9年4月1日までに設置されたもの

注1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における指定物質の量とする。

注2 排出ガス量は標準状態に換算した1時間当たりの量とする。

(6) 良好な生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

ア ばい煙に係る規制基準（規則第 9 条 別表第 2、第 4）

番号	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積 0.5～1.0m ² 未満 羽口面断面積 0.2～0.5m ² 未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50L/h 未満 変圧器の定格出力 120～200kVA 未満	いおう酸化物の排出基準K値=14.5 （旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村域にあつては17.5） ばいじん 0.4g/m ³ 注1
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が10kg/h 以上	塩化水素 80 mg/m ³ 注2
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が5L/h 以上	いおう酸化物の排出基準K値=14.5 （旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村域にあつては17.5） ばいじん 0.4g/m ³ 注1

注1 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。

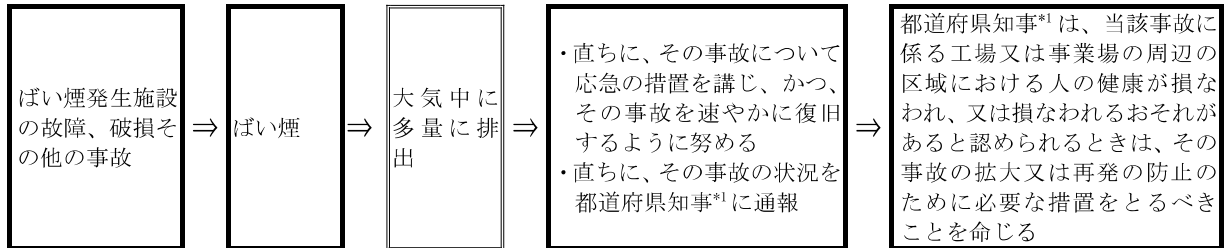
注2 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における塩化水素の量とする。

イ 粉じんに係る管理基準（規則第 9 条 別表第 3、第 5）

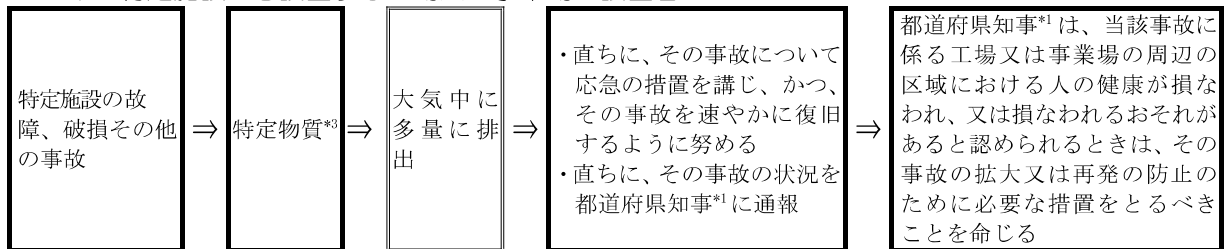
番号	粉じん発生施設		管理基準	
1	木材及び木製品製造業の用に供する	帯のご盤 丸のご盤 かな盤 碎木盤 チップパー	次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 防じんカバーでおおわれていること。 3. フード及び集じん機が設置されていること。 4. 散水設備によって散水が行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設		全ての施設
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機		全ての施設

(7) 事故時の措置 (法第 17 条)

ア ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の設置者



イ 特定施設*2を設置する工場又は事業場の設置者



* 1 都道府県知事：施行令第 13 条により長野市長（中核市の長）の事務と読み替える。

* 2 特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質*3を発生する施設（ばい煙発生施設を除く）

* 3 特定物質（施行令第 10 条）

(1) アンモニア	(15) ベンゼン
(2) 弗化水素	(16) ピリジン
(3) シアン化水素	(17) フェノール
(4) 一酸化炭素	(18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
(5) ホルムアルデヒド	(19) 弗化珪素
(6) メタノール	(20) ホスゲン
(7) 硫化水素	(21) 二酸化セレン
(8) 燐化水素	(22) クロルスルホン酸
(9) 塩化水素	(23) 黄燐
(10) 二酸化窒素	(24) 三塩化燐
(11) アクロレイン	(25) 臭素
(12) 二酸化硫黄	(26) ニッケルカルボニル
(13) 塩素	(27) 五塩化燐
(14) 二硫化炭素	(28) メルカプタン

4 ダイオキシン関係

(1) 法令等の概要

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）／平成11年 法律105号

工場及び事業場から発生するダイオキシン類の排出等を規制し、ダイオキシンによる汚染対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、規制基準を設けています。

(2) ダイオキシン類に関する環境基準

(平成11年 環境庁告示68号、最終改正：令和2年 環境省告示35号)

媒体	基準値	測定方法	適用
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は適用しない
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格 K0312 に定める方法	公共用水域、地下水
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	公共用水域（水底の底質）
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない
備考 1 基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。			

(3) 届出について

種別	期日	概要
ア 設置届	設置の工事の60日前	特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30日以内	設置（使用）の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。
ウ 構造等変更届	変更の工事の60日前	設置（使用）の届出事項のうち、特定施設の種類、構造、使用の方法、発生ガス・排出水・汚水等の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合、実施制限期間の短縮ができます。 ※特定施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
エ 承継届	承継の日から30日以内	特定施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30日以内	特定施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日から30日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。

(4) 特定施設及び規制基準

ア 大気基準適用施設及び基準

(施行令第1条 別表第1) (施行規則第1条の2 別表第1) (施行規則附則第2条 附則別表第2)

番号	特定施設の種類	施設規模	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	
			既設	新設
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原動機の処理能力が1時間1トン以上	1	0.1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格出力が1,000kVA以上	5	0.5
3	亜鉛の回収施設（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）	原料の処理能力が1時間0.5トン以上	10	1
4	アルミニウム合金の製造施設（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行なう工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）	焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間1あたり0.5トン、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	5	1
5	廃棄物焼却炉 ※火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計）が1時間あたり50kg以上のもの	焼却能力が1時間あたり4,000kg以上	1	0.1
		焼却能力が1時間あたり4,000kg未満、2,000kg以上	5	1
		焼却能力が1時間あたり2,000kg未満、50kg以上	10	5

注1) ダイオキシン類対策特別措置法施行の際、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、新設施設の排出基準を適用

注2) 排出基準は標準状態に換算した排出ガスによるものとする。

イ 水質基準対象施設及び基準

(施行令第1条 別表第2)(施行規則第1条の2 別表第2)

番号	特定施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)	
17	フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

※ 廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令により 10pg-TEQ/L。

5 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

ア 一般地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

地域の区分		時間の区分	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日6時)
A	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域		55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域		60 デシベル以下	50 デシベル以下

イ 道路に面する地域の環境基準

(平成10年 環境庁告示64号) (平成24年 市告示75号)

地域の区分		時間の区分	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日6時)
A	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の2車線以上の道路沿線		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の2車線以上の道路沿線		65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の車線を有する道路沿線		65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう(以下の表について同じ)

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(平成元年 環境庁告示64号)

幹線交通を担う道路(高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間))に近接する空間については上表によらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域	時間の区分	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日6時)
・2車線以下の車道を有する幹線交通を担う道路は、15mの範囲 ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、20mの範囲		70 デシベル以下 ※45 デシベル以下	65 デシベル以下 ※40 デシベル以下

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる

エ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示154号) (平成19年12月17日環境省告示114号)

(※長野市内に指定地域無し)

地域の類型	基準値(単位 Lden)
I 専ら住居の用に供される地域	57 デシベル以下
II I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62 デシベル以下

※評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出する。

$$\text{算式ア } 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AF,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AF,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AF,k}+10}{10}} \right) \right\} \quad \text{算式イ } 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{dmi}}{10}} \right)$$

オ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(基準等:昭和50年 環境庁告示46号)

(長野市地域指定:平成6年 県告示130号/最終改正:令和2年県告示125号)

地域の類型	基準値
I 主として住居の用に供される地域 (長野市の指定状況) 第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、付表の地域	70 デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (長野市の指定状況) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域	75 デシベル以下

(2) 規制法令等の概要

ア 騒音規制法 昭和43年 法律98号 / 振動規制法 昭和51年 法律64号

工場及び事業場から発生する騒音・振動を規制し、騒音・振動の防止対策を推進する法律です。法で定める特定施設を設置する工場及び事業場から届出を義務づけ、規制基準を設けています。また、著しい騒音振動を発生させる建設作業等を特定建設作業として届出を義務づけ、規制基準や作業時間制限を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の騒音規制 昭和48県 条例11号

深夜営業騒音に関する規制基準及び音響機器の使用時間制限を設けています。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の騒音規制 平成16年 市条例45号

騒音規制法を補完するため、騒音規制法で定める特定施設及び特定建設作業の対象を拡大しています。また、拡声機を使用する商業宣伝行為について、規制基準と禁止区域を設けています。

(3) 届出について

ア 特定施設の届出

種 別	期 日	概 要
設置の届出	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前	これまで特定施設を設置せず新たに特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。様式は同一です。
使用届	法令等変更の日から30日以内	法令等で定める特定施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに特定施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
数等の変更の届出	変更の工事の開始の日の30日前	設置（使用）の届出事項のうち、特定施設の種類（能力）ごとの数、使用の方法、騒音の防止の方を変更する場合は、事前にその旨の届出が必要です。様式は同一です。 ※ 変更の内容によっては不要の場合もあります。
氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	設置の届出事項のうち、氏名又は名称及び法人であっては代表者、工場又は事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
廃止届	廃止の日から30日以内	特定施設のすべての使用を廃止した場合は、廃止の届出が必要です。 ※ 一時使用停止は含まれません。
承継届	承継の日から30日以内	特定施設のすべてを承継（譲り受け、又は借り受け）した者又は法人は、その旨の届出が必要です。

イ 特定建設作業の届出

特定建設作業の実施の届出	作業開始の日の7日前	特定建設作業（騒音規制法・振動規制法・長野市公害防止条例）を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要です。 現場見取図、工程表、現場周辺図を添付してください。
--------------	------------	--

(4) 特定施設及び特定建設作業一覧

ア 特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表1, 振動規制法施行令別表1, 市条例規則別表1-2)

特定施設*の種類		騒音規制法	振動規制法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製管機械	全 て	—	—
	バンディングマシン	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	—
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN (30重量t) 以上	全て	—
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW以上	原動機の定格出力 1kW 以上	—
	鍛造機	全 て	全 て	—
	ワイヤーフォーミングマシン	全 て	原動機の定格出力 37.5kW 以上	—
	プラスト	タンプラスト以外 (密閉式のものを除く)	—	—
	タンブラー	全 て	—	—
	切断機	といしを用いるもの	—	—
空気圧縮機及び送風機		空気圧縮機:一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。 送風機:原動機の定格出力7.5kW以上	圧縮機:一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
冷凍冷蔵用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
空調用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
土石用又は鉱物用以外の破砕機		—	—	原動機の定格出力 3.75kW 以上
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	—
建設用資材製造機	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上	—
	コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機	—	原動機の定格出力の合計が10kW以上	—
穀物用製粉機		ロール式かつ原動機の定格出力 7.5kW以上	—	ロール式かつ原動機の定格出力 3.75kW以上、7.5kW未満
木材加工機械	ドラムバーカー	全 て	全 て	—
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW以上	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
	砕木機	全 て	—	—
	帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
抄紙機		全 て	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	原動機の定格出力 30kW 以上 (カレンダーロール機を除く)	—
合成樹脂用射出成形機		全 て	全 て	—
鋳造型機		ジョルト式	ジョルト式	—
石材加工用切削機		—	—	原動機を用いるもの

* 移動式を除く。

イ 特定建設作業の一覧

(騒音規制法施行令別表2, 振動規制法施行令別表2, 市条例規則別表2)

騒音規制法	長野市公害防止条例(騒音規制)
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜き又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機(もんけんを除く。)をアースオーガーと併用する作業
びょう打機を使用する作業	インパクトレンチを使用する作業(工具を除く)
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	—
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	—
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	—
バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業	ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW未満のものに限る。)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW未満のものに限る。)、バックホウ(原動機の定格出力が80kW未満のものに限る。)等の整地機械又は掘削機械を使用する作業
トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業	
ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業	
—	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
—	ディーゼル発電機(原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業
振動規制法	
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く。)又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く。)を使用する作業	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	

ウ 深夜営業騒音の規制対象

(県条例 規則第8条)

(1)	食品衛生法施行令(昭和28年政令第299号)第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業。
(2)	食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業。

(5) 規制基準等

ア 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(昭和43年 厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示1号)(昭和50年 県告示97号)
(平成11年 市告示108号)(平成17年 長野市告示62号)(市条例規則別表3-2)

区域の区分		時間の区分		
		昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
区域の区分		8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～翌日6時
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	60デシベル	50デシベル	50デシベル
第3種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

※ 上表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の区域内の学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

イ 特定工場等において発生する振動の規制基準

(昭和51年 環境庁告示90号)
(昭和52年 県告示683号)(平成11年 市告示107号)(平成17年 市告示63号)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
区域の区分		7時～19時	19時～翌日7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度(振動感覚補正回路は、鉛直振動特性)

※ 学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね50mの区域内における規制基準は、各基準から5デシベル減じた値とする。

ウ 特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

(昭和43年 厚生省、建設省告示1号)
(平成17年 市告示62, 63号)(市条例23条, 規則別14条別表3-3)

区域の区分		騒音の 大きさ	振動の 大きさ	作業禁止 時刻	最大作業 時間	連続作業 日数	作業 禁止日
第1号区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	85 デシベル	75 デシベル	19時 ～ 翌日7時	10 時間/日	連続6日	日曜 休日
第2号区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域			22時 ～ 翌日6時	14 時間/日		

※ 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度

※ 第2号区域のうち学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲のおおむね80mの区域内は第1号区域に含める。

※ 市条例で定める特定建設作業については、騒音規制のみ適用する。

工 商業宣伝行為に係る拡声機に関する騒音の規制基準

(市条例 39 条, 規則 24 条別表 5)

区域の区分		騒音の 大きさ	禁止時刻	使用基準
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域	50 デシベル	20 時 ～ 翌日 8 時	地上 7 m 以上で 使用しないこと
第 2 種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域、準住居地 域、 市街化調整区域	60 デシベル		
第 3 種区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	65 デシベル		
第 4 種区域	工業地域	70 デシベル		
移動使用	(上記全て)	80 デシベル		1 地点に停止し て 5 分以上連続 使用しないこと
禁止区域	以下の施設の敷地の周囲 50m 以内 ① 学校教育法第 1 条の学校 ② 児童福祉法第 7 条の保育所 ③ 医療法第 1 条の病院・入院施設を有する診療所 ④ 図書館法第 2 条の図書館 ⑤ 老人福祉法第 5 条の特別養護老人ホーム ⑥ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律第 2 条 の幼保連携型認定こども園			

オ 深夜営業騒音に関する規制基準

① 規制基準 (県条例 42 条, 規則 9 条一別表第 4-5) (昭和 57 年 県告示 415 号)

規制区域	規制基準	規制時間
第一種・第二種低層住居専用地域	40 デシベル	23 時 ～ 翌日 6 時
第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域、 その他の地域 (市街化調整区域を含む)	45 デシベル	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55 デシベル	
工業地域	60 デシベル	

(備考) その他の地域とは、用途地域の定めのない地域をいう。

② 音響機器の使用制限 (県条例 43 条, 規則 17 条)

使用禁止区域	規制対象市町村のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
対象音響機器	カラオケ装置・音響再生装置 (録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせる装置をいう。)・楽器・拡声装置
使用禁止時間	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで

(ただし、営業店舗内の音響機器から発生する音が外部に漏れないものは、この制限を受けない)

(6) 道路交通騒音・振動の要請限度

ア 交通規制の騒音要請限度

① 区域区分

(平12年 告示235号)(平成17年 市告示62号)

a	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
b	第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 要請限度

(平成12年 総理府令15号)

地域		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6時～22時	22時～翌日6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については上表によらず、次表のとおりとする。

地域		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		6時～22時	22時～翌日6時
高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市道で、2車線以下は道路端から15m範囲、3車線以上は道路端から20m範囲		75 デシベル	70 デシベル

イ 交通規制の振動要請限度

(規則第12条別表第2)(平成11年 市告示107号)(平成17年 市告示63号)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		7時～19時	19～翌日7時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

6 悪臭関係

(1) 法令等の概要

悪臭防止法／昭和46年 法律91号

工場及び事業場から発生する悪臭物質を規制し、悪臭公害を防止する法律です。届出等の義務はありませんが、敷地境界、大気への排出口、及び公共用水域への排水における悪臭物質濃度に規制基準を設けています。

(2) 規制基準

ア 規制地域区分

(昭和50年 県告示114号) (平成11年 市告示106号) (平成17年 市告示64号)

区 分	地 域
第1地域	第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
第2地域	工業地域

イ 規制基準等

(平成11年 市告示106号)

①敷地境界の濃度基準及び排出口・排水規制の有無

(単位：ppm)

悪臭物質	敷地境界の濃度基準値		排出口規制 (②参照) ※補正排出口高5m 未满是適用しない	排水規制 (③参照)
	第1地域	第2地域		
アンモニア	2	5	有	—
メチルメルカプタン	0.004	0.01	—	有
硫化水素	0.06	0.2	有	有
硫化メチル	0.05	0.2	—	有
二硫化メチル	0.03	0.1	—	有
トリメチルアミン	0.02	0.07	有	—
アセトアルデヒド	0.1	0.5	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	有	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	有	—
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	有	—
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	有	—
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	有	—
イソブタノール	0.9	4	有	—
酢酸エチル	3	7	有	—
メチルイソブチルケトン	1	3	有	—
トルエン	10	30	有	—
スチレン	0.8	2	—	—
キシレン	1	2	有	—
プロピオン酸	0.07	0.2	—	—
ノルマル酪酸	0.002	0.006	—	—
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	—	—
イソ吉草酸	0.004	0.01	—	—

②気体排出口における排出流量限度

(排出流量限度) $q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$

$$\left(\begin{array}{l} q : \text{温度零度、圧力一気圧の状態に換算した流量(単位, 立法メートル毎時)} \\ H_e : \text{補正排出口高}^* \text{ (単位, メートル)} \\ C_m : \text{①表の規制濃度値(単位, ppm)} \end{array} \right)$$

(補正排出口高) $H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

$$\left(\begin{array}{l} H_e : \text{補正排出口高 (単位, メートル)} \\ H_0 : \text{排出口の実高さ (単位, メートル)} \\ Q : \text{温度 15 度における排出ガスの流量(単位, 立方メートル毎秒)} \\ V : \text{排出ガスの排出速度(単位, メートル毎秒)} \\ T : \text{排出ガスの温度(単位, 絶対温度)} \end{array} \right)$$

③排出水の規制基準

(単位：mg／リットル)

地域の区分	悪臭物質	排出水量による区分 (m ³ /秒)		
		0.001以下の場合	0.001を超え 0.1以下の場合	0.1を超える場合
第1地域	メチルメルカプタン	0.06	0.01	0.003
	硫化水素	0.3	0.07	0.02
	硫化メチル	2	0.3	0.07
	二硫化メチル	2	0.4	0.09
第2地域	メチルメルカプタン	0.2	0.03	0.007
	硫化水素	1	0.2	0.05
	硫化メチル	6	1	0.3
	二硫化メチル	6	1	0.3

ウ 参考

① 6段階臭気強度と悪臭物質濃度の関係

(単位：ppm)

6段階臭気強度		無臭	やっと感知できる程度	弱いにおい		らくに感知できるにおい		強いにおい	強烈なにおい
		0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
悪臭物質	アンモニア		0.1	0.6	1	2	5	10	40
	メチルメルカプタン		0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
	硫化水素		0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
	硫化メチル		0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
	二硫化メチル		0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
	トリメチルアミン		0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
	アセトアルデヒド		0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
	プロピオンアルデヒド		0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
	ノルマルブチルアルデヒド		0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
	イソブチルアルデヒド		0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
	ノルマルバレルアルデヒド		0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
	イソバレルアルデヒド		0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
	イソブタノール		0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
	酢酸エチル		0.3	1	3	7	20	40	200
	メチルイソブチルケトン		0.2	0.7	1	3	6	10	50
	トルエン		0.9	5	10	30	60	100	700
	スチレン		0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
	キシレン		0.1	0.5	1	2	5	10	50
	プロピオン酸		0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
	ノルマル酪酸		0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸		0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	
イソ吉草酸		0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	

② 各物質のにおいの性質と主要発生源事業場

悪臭物質	においの性質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、養鶏乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	〃	〃
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青くさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘ずっぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	〃	〃
イソブチルアルデヒド	〃	〃
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘ずっぱい焦げたにおい	〃
イソバレールアルデヒド	〃	〃
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのにおい	〃
メチルイソブチルケトン	〃	〃
トルエン	ガソリンのにおい	〃
スチレン	都市ガスのにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥工場、畜産食料品製造工場、でん粉工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	〃
イソ吉草酸	〃	〃

7 地下水関係

(1) 法令等の概要

ア 長野市公害防止条例（市条例）の地下水項目／平成16年市条例45号第33～38条

工場及び事業場における地下水揚水量を適正に保ち、地盤沈下を防止するための項目です。

地下水揚水設備の設置者から必要な届出の提出を求めるとともに、揚水量の記録及び保管並びに市長への報告を求めています。

旧長野市地下水条例（昭和59年市条例24号：平成17年4月1日廃止）の相当する項目について、既に届け出ている場合は、公害防止条例に基づく地下水採取者届を行っているものとみなされます。

(2) 届出について

市内で動力ポンプ等の揚水設備を用いて、地下水を採取しようとする場合は、届出が必要です。

ただし、個人が日常生活で使用する設備は届出の対象外です。

また、揚水設備の設置を届け出ている場合は、毎年4月1日から3月31日までの揚水量等の記録と、翌年5月1日までの所定の様式による報告が義務付けられています。

種別	期日	概要
ア 地下水採取届	地下水を採取しようとする日の15日前	地下水を採取しようとする場合は、事前に届出が必要です。既に設置し使用している場合は、早急に届出を行なってください。
イ 揚水設備変更届	変更の日から30日以内	地下水採取届の届出事項に変更があった場合は、その旨の届出が必要です。 ※揚水設備の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに地下水採取届が必要です。また、施設を増設する場合も地下水採取届が必要です。
エ 揚水承継届	承継の日から30日以内	揚水設備を譲り受け、又は借受け、地下水採取届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30日以内	揚水設備を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 地下水揚水量記録地下水揚水量報告書	翌年4月1日から1か月以内	地下水採取者は、4月1日から翌年3月31日までの毎月の揚水量、稼働日数、及び稼働時間を記録し、4月1日から1ヶ月以内に前年度の揚水量を報告してください。

※長野市公害防止条例に基づく揚水の届出等の他に、長野市自然環境保全条例等に基づき、飯綱、戸隠、大岡地区では地下水採取等について規制がありますので、事前に必ずご相談ください。

8 土壌汚染関係

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 平成30年9月18日環境省告示第77号)

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農用地における基準	
カドミウム	0.003mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格 K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものについては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検出されないこと。		規格 K0102 の 38 に定める方法（JIS K 0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は告示付表 1 に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。		昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンについては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	0.01mg/L 以下		規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下		規格 K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、JIS K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合については、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る。） 15mg/kg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては、規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものについては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下		告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。		告示付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。		告示付表 4 に掲げる方法
銅		土壌中濃度（田に限る。） 125mg/kg 未満	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		シス体については規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体については規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下		告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下		告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下		規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下		規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下		規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は 34.1.e) に定める方法及び告示付表 7 に掲げる方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下		JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		告示付表 8 に掲げる方法
備 考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

(2) 法令等の概要

ア 土壌汚染対策法（土対法）／平成 14 年 法律 53 号

土壌汚染による人の健康被害の防止等を目的とした法律です。法で定める特定有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設の使用が廃止された場合、一定規模以上の土地の形質の変更の際に土壌汚染のおそれがあると市が認める場合、及び、市が土壌汚染による人の健康被害の恐れがあると市が認める場合に、土壌の汚染について調査し、市に対してその結果を報告する義務が生じます。土壌の汚染についての調査結果が基準に適合しない場合は、健康被害のおそれの有無に応じて、当該地域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」と表記）に指定し、必要な措置をとるよう定めています。

イ 長野市公害防止条例（市条例）の土壌汚染項目／平成 16 年 市条例 45 号第 25～32 条

特定有害物質使用事業者（注）に対して、特定有害物質による土壌汚染及び地下水汚染を防止するために、特定有害物質使用事業所の施設及び特定有害物質を適正に管理することや特定有害物質の使用状況等について、調査・記録すること等を定めています。また、特定有害物質使用事業者や土地所有者等に対して、自主的に土壌汚染状況調査を行い、基準に適合しない場合には、市へ届け出ること等を定めています。

（注） 特定有害物質使用事業者とは、土壌汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置する者をいう。ただし、非意図的に特定有害物質が含有されている製品又は一般消費者の生活の用に供する製品で特定有害物質が含まれるが容器、包装等により密封されているものを扱う卸業、小売業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業を営む者を含まない。

(3) 届出について

種 類	期 日 等	概 要
ア 特定有害物質使用状況調査(市条例第 26 条)	年 1 回以上実施し、 保管し、引継ぐ	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質の使用状況等「(3) 調査項目参照」について年 1 回以上調査してください。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※特に求めのある場合を除き、市への報告は不要です
イ 特定有害物質使用事業所 廃止時調査及び届出 (市条例第 27 条)	廃止時	特定有害物質使用事業者は、特定有害物質使用事業所の全部又は一部、若しくは特定有害物質の使用を廃止した場合（注 1）は、土壌汚染の状況について調査を行い、その結果等を市に届出てください。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談してください。
ウ 土壌汚染状況調査報告書 (土対法第 3 条第 1 項)	廃止した日から 120 日以内 (※例外あり)	以下の場合に必要な土壌汚染調査を行ない、結果を報告してください。なお、調査の結果、指定基準を超過した場合、当該土地は措置区域等に定められます。 水質汚濁防止法に規定する特定有害物質使用特定施設（以下、有害物質使用特定施設）又は有害物質の使用を廃止した時であって、土対法第 3 条第 1 項ただし書の確認（次項 エ）が認められない時。
エ 土対法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書 (土対法第 3 条第 1 項)	廃止した日から 120 日以内 (※例外あり)	施設又は使用の廃止後の土地の予定される利用方法からみて、土壌の有害物質の汚染により人の健康被害のおそれが無いと市が確認する場合は、土対法に基づく土壌汚染状況調査（上項 ウ）が猶予されますので、市に確認申請を行なってください。

種 類	期 日 等	概 要
オ 土地の利用方法変更届 (土対法第3条第5項)	遅滞無く	上項エの確認申請後、予定する土地利用方法を変更する時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。 ※変更の内容によりただし書の確認が取消しとなった場合は、上項ウの土壤汚染状況調査が必要です。
カ 形質変更の届出 (土対法第3条第7項)	あらかじめ	上記 エ の確認申請後、900m ² の土地の形質変更をするときは、あらかじめその旨を届出してください。
キ 承継届(土対法施行規則第16条第4項)3	遅滞無く	上項 エ による確認申請後の土地について、土地に関する権利を譲渡又は所有者等の地位を承継した時は、遅滞無くその旨の届出をしてください。
ク 一定規模以上の土地の形質変更届(土対法第4条)	変更着手の30日前	有害物質使用特定施設を設置する工場事業場は900m ² 以上土地の形質変更をする時、その他は3000m ² 土地の形質変更をする時は、変更着手の30日前までにその旨の届出をしてください。
ケ 自主的な区域指定の申請 (土対法第14条)		自主的な土壤調査により特定有害物質が基準を超過した場合は、区域の指定を申請することができます。 ※申請しない場合は、市条例第28条の届出をしてください。
コ 形質変更時要届出区域に指定された土地の形質変更届(土対法第12条)	変更着手の14日前	形質変更時要届出区域に指定された土地の形質を変更する時は、変更着手の14日前までにその旨の届出をしてください。また、指定された時点で既に形質変更に着手していた場合は、指定日から14日以内に届出てください。災害等の緊急の場合に形質変更を行なった場合は、形質変更の着手から14日以内に届出てください。
サ 汚染土壤の搬出時の届出 (土対法第16条)	汚染土壤搬出の14日前	要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出しようとする時は、汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに届出をしてください。
シ 自主調査結果の届出 (市条例第28条)		特定有害物質使用事業者や土地所有者等が自主的に土壤汚染調査を行い基準に適合しなかった場合は、その結果および対策を市に届出てください(注2)。また、結果を保管し、土地の承継等する際には相手方に結果を交付してください。 ※自主的な調査方法等は環境保全温暖化対策課に相談してください。また、基準に適合しなかった場合、自ら公表するように努めてください。
ス その他		汚染土壤処理業を行う場合、許可申請が必要になります。事前に環境保全温暖化対策課に相談してください。

(注1) 土壤汚染対策法第3条第1項本文若しくは第4条第3項の規定により土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を行う特定有害物質使用地又は同法第3条第1項ただし書の確認を受けた特定有害物質使用地については、適用しない。

(注2) 土壤汚染対策法第14条第3項の規定による同法第6条第1項又は第11条第1項の指定を受けた土地の区域については、適用しない。

(4) 基準及び調査項目

ア 特定有害物質使用状況調査項目（「(3) 届出について ア」関連）

- (1) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用状況の概要
- (3) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成状況の概要
- (4) 過去の事業活動の概要
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む汚水、廃液、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 汚水又は廃液の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 地形、地質等の概要
- (10) 特定有害物質を含む排ガス又は汚水若しくは廃液を排出する者は、その汚染状態を測定した記録
- (11) 施設を撤去するときは、特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (12) その他市長が特に必要と認める事項

(5) 特定有害物質と指定基準

特定有害物質		指定基準	土壌溶出量基準 (地下水等摂取リスク) mg/検液 1 L	土壌含有量基準 (直接摂取リスク) mg/土壌 1 kg
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン		0.002	
	四塩化炭素		0.002	
	1,2-ジクロロエタン		0.004	
	1,1-ジクロロエチレン		0.1	
	1,2-ジクロロエチレン		0.04	
	1,3-ジクロロプロペン		0.002	
	ジクロロメタン		0.02	
	テトラクロロエチレン		0.01	
	1,1,1-トリクロロエタン		1	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006	
	トリクロロエチレン		0.01	
	ベンゼン		0.01	
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物		0.003
六価クロム化合物			0.05	250
シアン化合物			検出されないこと	50(遊離シアン)
水銀及びその化合物			0.0005	15
アルキル水銀化合物			検出されないこと	15
セレン及びその化合物			0.01	150
鉛及びその化合物			0.01	150
砒素及びその化合物			0.01	150
ふっ素及びその化合物			0.8	4000
ほう素及びその化合物		1	4000	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン		0.003	
	チウラム		0.006	
	チオベンカルブ		0.02	
	P C B		検出されないこと	
	有機りん化合物		検出されないこと	

注) 1,2-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準は、平成 31 年 4 月 1 日施行

9 土砂流出・運搬時の粉じん関係

(1) 法令等の概要

ア 長野市公害防止条例（市条例）の土砂の流出防止・積載物管理の項目

／平成 16 年 市条例 45 号第 21・22 条

土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域等に土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させないように、流出の防止措置や沈殿・ろ過等の施設を設置するなど、適切な管理に努めるよう求めています。

また、土石・木片等の運搬にあつては、粉じん等を飛散させないように求めています。

これら土砂流出や粉じんにより、人の健康又は周辺的生活環境に著しく被害が生じていると認められる時は、原因者に対し必要な措置を取るよう勧告することがあります。

※届出制度、規制基準等は設けていません。

10 公害防止管理者関係

(1) 法令等の概要

ア 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（特整法）／昭和46年 法律107号

製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業であって大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン対策特別措置法における特定施設を設置し、かつ特整法の要件に該当する事業所に対し、事業所内での公害防止組織の整備を図ることを求める法律で、①公害防止管理者、②従業員数21人以上の場合は管理者に加えて公害防止統括者、③ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で一定規模以上の場合は、管理者・統括者に加えて、管理者を指揮し統括者を補佐する公害防止主任管理者、④それぞれ代理者を選任するよう定めています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の公害防止管理責任者項目／昭和48年 県条例11号第53条

水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。

なお、届出制度は設けていません。

ウ 長野市公害防止条例（市条例）の公害防止責任者項目／平成16年 市条例45号第18条

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)(ウ)の要件に該当しない事業者、並びに市条例の排水項目で定める特定施設を設置する事業者に対し、公害防止責任者の選任を求めています。公害防止責任者は、施行規則に定める施設の監視、維持管理、汚水・廃液・排ガスの測定、緊急時の措置に関する業務を行いません。

なお、届出制度は設けていません。

(2) 届出について

種 別	期 日	概 要
ア 選任届	選任から 30 日以内に届出	公害防止管理者、統括者、主任管理者、並びにそれぞれの代理者を選任したときは、その旨届出してください。
イ 死亡・解任届	30 日以内	公害防止管理者、統括者、主任管理者が死亡、または解任された場合は、その旨届出をしてください。
ウ 承継届	30 日以内	相続、合併等により特定事業者の地位を承継したときは、その旨届出をしてください。同時に公害防止管理者選任・解任届を提出する場合には、承継届の代わりに相続証明書等を提出して下さい。

(ア) 特 整 法	公害防止統括者	公害防止管理者が選任されている特定工場で、常時使用する従業員数が 21 人以上の場合は、公害対策及び公害防止業務の統括責任者として選任する必要があります。 ※事業場の統括管理者であることが必要
	公害防止主任管理者	特定工場のうち、排出ガスが 4 万 m ³ /hr 以上のばい煙発生施設、および、排水 1 万 m ³ /日以上の汚水等排出施設の双方を有する場合には、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮するため主任管理者を選任する必要があります。 ※公害防止主任管理者の資格が必要
	公害防止管理者	特定工場の施設区分ごとに技術的な管理を目的として選任する。 ※公害防止管理者の資格が必要（施設区分に応じて大気 1～4 種、水質 1～4 種、騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシンの 13 種類）
	代理者	特定工場の事業主は公害防止管理者等が事故等によってその職務を行うことができない場合に、その職務遂行のためにそれぞれ代理者を選任しなければなりません。
(イ) 県 条 例	公害防止管理責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、及び大気汚染防止法の定める特定施設を設置する事業所であって、(ア)の要件に該当しない事業者、並びに県条例の水質、ばい煙、粉じんに係る特定施設を設置する事業者に対し、公害防止管理責任者の選任を求めています。
(ウ) 市 条 例	公害防止責任者 (届出不要)	水質汚濁防止法、市条例の水質項目、ダイオキシン特措法に定める特定施設であって、(ア)(ウ)の選任基準に該当しない特定施設を有する場合、公害防止業務の責任者を選任する必要があります。

備考

水質汚濁防止法の定める特定施設に関しては、(ア)特整法の要件に該当しない場合は、(イ)県条例による公害防止管理責任者を選任しなければならないため、市条例による公害防止責任者を選任する義務は生じません。(平成 17 年 4 月現在)。

(3) 選任基準について

区分	施設の区分	排出量	公害防止管理者の種類	資格者の種類	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	大気	大気汚染防止法に規定する有害物質（窒素酸化物を除く）を排出するばい煙発生施設	4万m ³ /時間以上	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
		(※詳細は法の施行令別表参照)	4万m ³ /時間未満	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者
		大気汚染防止法に規定する、いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物を発生するばい煙発生施設	4万m ³ /時間以上	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第3種有資格者
			1万m ³ /時間以上 4万m ³ /時間未満	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者
	水質	水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設 (※詳細は法の施行令別表参照)	1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
			1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者
		前項以外の水質汚濁防止法に規定する汚水等排出施設 (BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)	1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第3種有資格者
			1,000m ³ /日以上 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者 水質関係第2種有資格者 水質関係第3種有資格者 水質関係第4種有資格者
	騒音	機械プレス 鍛造機	980キロニュートン以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	騒音関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
	粉じん	特定粉じん発生施設 (石綿関係)		特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
		一般粉じん発生施設		一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者 大気関係第2種有資格者 大気関係第3種有資格者 大気関係第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
	振動	液圧プレス 機械プレス 鍛造機	2941キロニュートン以上 980キロニュートン以上 落下部重量 1t 以上	騒音・振動関係 公害防止管理者	振動関係有資格者 騒音・振動関係有資格者
	ダイオキシン類	ダイオキシン特措法対象施設のうち、次の施設 イ) 大気基準適用施設の1~4号、ロ) 水質基準適用施設の1~10号		ダイオキシン関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
	備考	ばい煙発生施設と汚水等排出施設の両方を有する場合	排出ガス 4万m ³ /時間以上 排水 1万m ³ /日以上	公害防止主任管理者	公害防止主任管理者の有資格者 大気関係第1種若しくは第3種の有資格者かつ 水質関係第1種若しくは第3種の有資格者
県条例	水濁法、大防法特定施設	上記以外	公害防止管理責任者	有資格が望ましい	
	県条例における排水、ばい煙、粉じんの特定施設		公害防止管理責任者	有資格が望ましい	
市条例	ダイ特法特定施設	上記以外	公害防止責任者	有資格が望ましい	
	市条例における排水の特定施設		公害防止管理者	有資格が望ましい	

11 参考

(1) 農業用水基準

農林水産省は昭和45年3月、各種調査成績に基づき基礎資料とするための基準を策定した。
(稲作の生産にとって望ましい基準)

項目	基準値	項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	6.0~7.5	電気伝導度 (塩類濃度)	0.3mS/cm以下
COD (化学的酸素要求量)	6mg/L以下	As (砒素)	0.05mg/L以下
SS (無機浮遊物質)	100mg/L以下	Zn (亜鉛)	0.5mg/L以下
DO (溶存酸素)	5mg/L以上	Cu (銅)	0.02mg/L以下
T-N (全窒素濃度)	1mg/L以下		

(2) スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律に基づく指定地域

旧長野市域、旧豊野町域	平成3年1月17日	指定 (平成3年環境庁告示1号)
旧信州新町域	平成3年11月19日	指定 (平成3年環境庁告示72号)
旧中条村域	平成4年12月21日	指定 (平成4年環境庁告示89号)
旧戸隠村域	平成7年3月1日	指定 (平成7年環境庁告示6号)
旧鬼無里村域、旧大岡村域		未指定

長野市環境関係基準のしおり

(令和 4年 7月)

編集発行 長野市環境部環境保全温暖化対策課
〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
TEL : 026-224-8034